

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人担当課(室) 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

令和7年度（令和6年度からの繰越分）における
「社会福祉法人の連携・協働支援事業」の
国庫補助協議について（依頼）

日頃より厚生労働行政の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、令和7年度（令和6年度からの繰越分）における社会福祉法人の連携・協働支援事業の国庫補助協議を下記のとおり行うこととしましたので、ご対応よろしくお願いいたします。

都道府県におかれましては、管内市町村（特別区含む。）に周知していただきますようお願いいたします。

記

1 国庫補助協議について

協議に当たっては、各自治体における地域の実情を踏まえつつ、事業の必要性や効果等を踏まえ、十分な精査や再検討を行い真に必要とされる経費のみを適正に見込んだ上で、交付申請の際には額の変更がないようご配慮の上、関係書類をご提出いただきますようお願いいたします。

また、協議いただいた内容について確認させていただく場合がありますので、その際は、検証資料等の提出やご説明にご協力願います。

なお、別紙にて具体的な考え方をお示ししますのであわせてご確認願います。

2 提出先 提出先はHPをご確認ください。

【留意点】

- 提出ファイルには自治体名をご記載ください。

例)【北海道】令和7年度（令和6年度からの繰越分）社会福祉法人の連携・協働支援事業協議様式

- 都道府県におかれては、管内市町村（特別区を含む。）分をとりまとめの上、協議書を提出していただきますようお願いいたします。
- 管内市町村（特別区を含む。）におかれては、都道府県本庁（指定都市・中核市は上記2の提出先）へ協議書を電子媒体でご提出ください。

3 提出期限

令和7年6月27日（金）（厳守）

※ 提出期限については、厳守していただきますようお願いいたします。

提出先はHPをご確認ください。

令和7年度（令和6年度からの繰越分）における
社会福祉法人の連携・協働支援事業に関する国庫補助協議について

令和7年度（令和6年度からの繰越分）における社会福祉法人の連携・協働支援事業の交付に関する国庫補助協議考え方については、下記のとおりである。

(1) 実施主体

- ・ 都道府県、市（特別区を含む。）、又は町村（直接補助）
- ・ 都道府県又は市（特別区を含む。）が適当と認めた団体（間接補助）

(2) 補助金交付の流れ

補助金の交付の流れについては、以下のとおりとする。

事業内容	補助額	交付の流れ
<p>ア. 区域内の福祉課題解決を目的とした関係者会議の開催</p> <p>地方公共団体が主体となり、区域内の福祉課題解決を目的として、社会福祉法人等が参加する関係者会議を開催する。</p> <p>関係者会議は、福祉課題解決を検討する過程を通じて各法人の専門分野や強み、経営上の課題が共有され、法人間のつながり構築に資するものとなるよう留意する。</p>	<p>定額補助</p> <p>1実施主体につき1,000千円以内</p>	<pre> graph LR A[国] -- 直接補助 --> B[都道府県市 (特別区を含む) 町村] </pre>
<p>イ. 社会福祉連携推進法人の設立に向けた準備</p> <p>社会福祉連携推進法人の設立に当たって、社会福祉連携推進法人の設立準備会や参加予定の法人の合同研修会の開催、一般社団法人の設立手続き等の取組を行う。</p> <p>なお、本事業の実施主体が社会福祉連携推進法人の認定所轄庁となる自治体と異なる場合には、必要な情報又は資料の提供を求める等、十分な連携を図って事業を実施する必要があること。</p>	<p>定額補助</p> <p>1の社会福祉連携推進法人につき1,500千円以内</p>	<pre> graph LR A[国] -- 直接補助 --> B[都道府県市 (特別区を含む)] A -- 直接補助 --> C[都道府県市 (特別区を含む)] C -- 間接補助 --> D[都道府県等が適 当と認める団体] </pre>
<p>ウ. 先駆的な社会福祉連携推進法人の企画立案・実施</p> <p>新たに設立された、又は社員を2以上増やした社会福祉連携推進法人が、企画会議の実施やニーズ調査等により次の例に掲げる先駆的な社会福祉連携推進業務を検討し、実施する。また、当該業務は、社員法人の経営効率化に向けた業務を実施するものとする。</p> <p>なお、当該業務は、社会福祉連携推進評議会による業務評価を受けて公表するよう留意すること。</p> <p><先駆的な社会福祉連携推進業務の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社員施設における外国人材の受け入れ支援や社員法人における山脈型キャリアモデル構築支援 ・ 地域課題を踏まえた法人後見の実施 ・ 都道府県・市が次に該当すると認める業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域において先駆的な業務 ・ 法人間連携による協働事業として先駆的な業務 	<p>定額補助</p> <p>1の社会福祉連携推進法人につき1,000千円以内</p>	<pre> graph LR A[国] -- 間接補助 --> B[都道府県市 (特別区を含む)] B -- 間接補助 --> C[都道府県等が適 当と認める団体] </pre>

(3) 対象経費

報酬、給料、職員手当等、報償費、共済費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費）、会議費、使用料、賃借料、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、補助金

(4) 補助率

定額補助

(5) 国庫補助基準額等

- ア 区域内の福祉課題解決を目的とした関係者会議を開催する場合、1カ所あたり 1,000 千円以内。協議の際には優先順位を付すこと。
- イ 社会福祉連携推進法人の設立に向けた準備を行う場合、1の社会福祉連携推進法人につき 1,500 千円以内。
- ウ 先駆的な社会福祉連携推進業務の企画立案・実施を行う場合、1の社会福祉連携推進法人につき 1,000 千円以内。協議の際には優先順位を付すこと。

(6) 留意点

- ア 事業内容等については、「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成 27 年 7 月 27 日社援発 0727 第 2 号）に定める「社会福法人の連携・協働支援事業実施要領」を確認すること。
- イ 補助の対象となるのは、令和 7 年度に生ずる経費であること。
- ウ 老健局所管の「介護サービス事業者の生産性向上や協働化等を通じた職場環境改善事業」に計上する費用について、当補助金と重複計上することのないよう留意すること。
- エ 過去に、同じ事業内容の国庫補助を受けた団体は、当該事業の対象外とする。